

事務連絡
令和4年9月30日

各都道府県消防防災主管部長 様

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について（依頼）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震が切迫するとともに、風水害が多様化・激甚化・頻発化するなか、大規模災害発生時には、避難者に対するトイレの確保が重要な課題となります。

このため、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府（防災担当）、平成28年4月（令和4年4月改定））において、発災直後～3日目は主に携帯トイレ・簡易トイレを使用することや、最大想定避難者数に基づく備蓄目標数の考え方等について周知しているところです。

つきましては、各地方公共団体において想定される災害の最大避難者数に基づき、同ガイドラインに附属する「災害時のトイレの必要数計算シート」も活用の上、改めて携帯トイレ・簡易トイレの必要数を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄していただくようお願いします。

あわせて、この旨、管内市区町村に対して周知いただくようお願いいたします。

記

【備蓄目標数の考え方】（出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」p25）

（１）１日当たり必要な便袋の枚数

最大想定避難者数×５回

（２）携帯トイレの備蓄目標数

１日あたりの必要な便袋数×日数

携帯トイレの備蓄目標数は、何日分を備蓄するかを決めます。まずは３日分を目標にしましょう。

（参考）避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

問い合わせ先

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）TEL:03-3501-5191

地方公共団体の備蓄に関すること

消防庁国民保護・防災部防災課 TEL:03-5253-7525